東京医療保健大学千葉看護学部入学試験実施委員会規程

（設置）

第１条　千葉看護学部の入学試験（以下、「入試」という）について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めるため、千葉看護学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、大学及び学部のアドミッションポリシーに則り、適切で公平な入試の実施を図るため、入試の企画・運営を行う。

（構成）

第３条　委員会は次の者をもって構成する。

（１）千葉看護学部教授会において任命する教員

（２）千葉事務部長

（３）学部長は必要に応じて出席することができる

（４）委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

（審議事項）

第４条　委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

（１）学部アドミッションポリシーに関すること

（２）入試問題作成及び選抜方法に関すること

（３）入試の実施に関すること

（４）その他、入試実施に関すること

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

（議事）

第６条　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

（事務）

第７条　委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

（開催日）

第８条　委員長が召集する日に開催する。

附　則　本規程は平成３０年４月１日から施行する。

附　則　本規程は令和７年４月１日から施行する。